

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 山口支部

## 令和8年度 高等学校等給付奨学生 募集

## 10万円給付の申請について

この案内文書  
は当支部HPより  
ダウンロードして  
印刷できます

この給付奨学金は県内の高校 3 学年に相当する学年に在籍(令和 7 年度卒業予定者)し、学校長から推薦された生徒に10万円(1回限り)を給付(返還の必要はありません)するものです。

給付された奨学金は、在学中の勉学に係る費用や卒業後の進学または就職に係る費用いずれに使用しても構いません。(令和8年7月下旬または令和9年1月中旬に給付予定です)

なお、当会委嘱の選考委員会により採否の決定をし、学校長を通じて結果を通知します。

## ご 注 意

当支部は、この給付奨学金の申請についてすべて学校を通じて行っています。  
申請を希望される場合は、在籍される学校へ申請方法等をおたずねください。  
申請に必要な提出書類の様式は、学校へのみ配付しています。  
(当支部HPからの閲覧・印刷はできません)  
また、学校内でのこの奨学金の募集方法や申請締切日は、各学校によって異なります。

## 募集内容

- (1) 該当学年に在籍し、向学心に富み、学習意欲がありながら**家庭の事情等により学費等の支弁が特に困難である者**(下記『申請資格について』を参照)で、**当該学校長の推薦を受けた者**。  
なお、各種奨学金、就学奨励費等との重複も可。  
卒業後の予定進路は進学・就職等を問いません。
- (2) 分校または分校舎がある学校は、本校とは別にそれぞれ 1 名推薦可。  
定時制・通信制の課程については、各課程からも 1 名推薦可。  
★**在籍人数(高校3年)が200名以上の課程は、推薦可能人数を2名とします。**  
(ただし、通信制課程を除く)

## ◎ 申請資格について

世帯収入が少なく生活が困窮していることにより、学資金の支弁が困難である世帯の方を対象としています。

所得金額の明確な基準は設けておりませんが、原則『課税標準額』が「0円：非課税世帯」もしくはそれに近い世帯を想定しています。

『課税標準額』は、生活困窮度を客観的に見るための指標として当支部の選考委員会資料のひとつとしています。

ただし、特別な事情(親権者・保護者の急激な収入減や被災、その他経済的困窮事由がある等)がある場合は、これに限りません。

これらの事情があれば、申請書や推薦書に記載する事ができますので、学校にその旨をご相談ください。

※ 申請する際の詳細は次ページまたは裏面に記載しています。

## 【提出書類について】

以下の①～③を学校に提出します。(①③の様式は学校から受け取ってください。)

※提出期限は学校から通知されます。

### ① 給付奨学生 申請書 (様式1)

生徒・親権者(保護者)それぞれが自書してください。  
※生徒が施設等に入所している場合は、その施設長等でも構いません。

### ② 所得を確認 できる書類

令和7年  
1月～12月  
の所得

#### ◎親権者(保護者)が父母または親族である場合

令和8年度(令和7年分)  
所得課税証明書

市県民税課税額  
(課税標準額)が記  
載されているもの

※令和8年6月1日頃から市町にて発行されますが、正確な発行開始日は各自で確認してください。(コピー可)

同一生計内における父母それぞれのもの、または親族(保護者である場合)のものを提出してください。

保護者でない祖父母や兄弟姉妹のものは除く。

#### ◎親権者(保護者)が親族ではない場合

所得に係る書類の添付は必要ありませんが「給付奨学生申請書」の備考欄へ生徒との関係を記入してください。

(例: 生徒が入所している施設の施設長等)

#### ◎生徒本人が成人で就労(独立生計)している場合

独立生計にて定時制や通信制等に在籍している生徒(成人: 満18歳以上)は、生徒本人のみの所得課税証明書を提出してください。

### ③ 給付奨学金銀行振込依頼書(様式9)

奨学金の振り込み先は、奨学生(生徒本人)名義の口座とします。

※申請者(生徒)が申請時に満18歳以上の場合、「親権者(保護者)」を「身元保証人」と読み替えます。

- (1) 給付金を奨学目的以外に使用したとき
- (2) 偽りの申請その他の不正な手段により給付を受けたことが判明したとき
- (3) 休学、転学又は留年の理由が適切でないと判断されたとき
- (4) 在学する学校で処分を受け、学籍を失ったとき
- (5) その他奨学生として適切でないと判断されたとき

※当会募集の『令和8年度(募集・選考) 令和9年度(採用) 大学給付奨学生(予約型)』への申請も可能です。(明確な申請条件あり)

詳細は当支部HP <https://www.nikkyoko.or.jp/company/yamaguchi/index.html> からご確認ください。

なお、学校長の推薦が必要であることから、申請を希望する場合は事前に学校へ相談をしてください。

## 公益

明日を担う子どもたちのために

### =教育振興事業=



#### 奨学事業

有為の学生・生徒に対する奨学資金の貸与及び給付を行っています。

##### ◆貸与

国公立大学院、大学、短大等の学生に最高100万円を無利息で貸与。

##### ◆給付

学資支弁の困難な高等学校等の生徒を対象に給付。2023年度から大学生対象の給付奨学金事業が始まりました。



#### 教育研究助成事業

教職員、学校及び教育団体等が行う教育に関する特に有益な研究(活動)を助成しています。

##### ◆教育研究助成

教職員・学校・団体の教育実践研究(活動)に対する助成。

##### ◆教育実践研究論文募集

教育実践研究論文を募集・表彰し広く学校に紹介。

##### ◆教育研修助成

教職員の自己啓発の促進及び資質・能力の向上等を支援。

##### ◆教育出版

教育に関する刊行物等を発行し広く学校に紹介。



#### 教育文化事業

地域の教育文化を創造する多様な研究・実践活動に対して助成・支援を行っています。

##### ◆教育文化助成

地域の教育文化発展に寄与する研究(活動)を助成。

##### ◆文化、芸術、スポーツの振興

各種イベントの企画・協賛等を支援。

〒745-0041 周南市戎町2-3

公益財団法人

日本教育公務員弘済会

山口支部